

## 行政視察報告書

平成30年5月2日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 天野 喜一郎 (印) 議員 大月 隆司 (印)  
議員 大本 益之 (印) 議員 田口 忠義 (印)

下記のとおり行政視察を実施したのでその結果を報告します。

### 記

#### 【視察案件】

1. 石川県 かほく市 「上下水道施設の包括的民間委託」について
2. 石川県 七尾市 「世界農業遺産 G I A H S 認定」について  
「老朽危険空き家等解消支援制度」について
3. 富山県 南砺(なんと)市 「地域包括ケアシステム」について

【視察期日】 平成30年4月23日～4月25日(2泊3日)

【視察コース】 笠岡駅 ⇒ 金沢駅 ⇒ かほく市 ⇒ 世界農業遺産(能登)見学 ⇒ 七尾市  
⇒ 南砺(なんと)市 ⇒ 名古屋駅 ⇒ 笠岡駅

【視察内容】 以下、視察案件ごとに報告

【1】石川県 かほく市

| 住 所   | 〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地   |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
|-------|---|-------|------|----|-----|--------------|-------|-----|-------|-------|
| 電 話   | 076-283-1111  |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 視察案件  | 「上下水道施設の包括的民間委託」について  |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 期 日   | 平成 30 年 4 月 23 日 (月) 13 時 00 分 から 14 時 30 分 まで  |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 応 対 者 | 議長 坂井 正靱 様 下水道課長 河内 満夫 様 下水道課長補佐 岡田 和之 様<br>下水道施設係長 猪村 邦顕 様 下水道課主事 奥谷 俊彦 様<br>議会議務局長 川崎 健二 様 係長 沖野 良一 様   |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 視察状況  | 別紙写真のとおり  |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 訪問施設  | かほく市庁舎  |       |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 概 要   | <p><b>I. 市の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人口 35,182 人 (2014 年 3 町合併)</li> <li>面積 64.4km<sup>2</sup></li> <li>産業 農業(ぶどう有名)・繊維産業</li> <li>議員 15 人</li> </ol> <p>※住みよさランキング 2017 年 4 位、2016 年 7 位、2015 年 9 位、2014 年 7 位。</p> <p><b>II. 上下水道施設の包括的民間委託</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>視察目的 <p>本市も 2018 年度より下水道会計が地方公営企業会計に移行されたことと、上下水道の維持管理業務等の一層の効率化が必要である。</p> <p>このことから、かほく市では上下水道施設の包括的民間委託を先進的に取り組み、効果を上げていることより研究した。</p> </li> <li>かほく市と本市の下水道比較 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>かほく市</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td><u>99.1%</u></td> <td>57.3%</td> </tr> <tr> <td>水洗率</td> <td>92.2%</td> <td>87.9%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;">                     合併前より、3 町とも下水道普及施策をとっていた。                 </div> </li> <li>上下水道についての経緯 <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> </div> <p>かほく市が経営する上下水道事業は、水道事業 (3 地区)、<u>公共下水道事業 (2 処理区)</u>、<u>農業集落排水事業 (15 処理区)</u>。</p> <p>水道事業は昭和 31 年度より、<u>下水道事業は昭和 58 年度より整備を開始し</u>、H28 末人口普及率は上下水道ともに 99%に達しており、建設事業中心から、維持管理・更新事業が中心となっている。また、施設整備がほぼ完了してから合併したため、同規模の自治体に比べ施設数が多い。</p> <p>※上水については、県からの要請で県の上水とかほく市の地下水の両方を活用。</p> </li> <li>合併時の料金 <p>安価な方で統一</p> </li> <li>包括的民間委託について</li> </ol> |       | かほく市 | 本市 | 普及率 | <u>99.1%</u> | 57.3% | 水洗率 | 92.2% | 87.9% |
|       | かほく市  | 本市    |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 普及率   | <u>99.1%</u>  | 57.3% |      |    |     |              |       |     |       |       |
| 水洗率   | 92.2%   | 87.9% |      |    |     |              |       |     |       |       |

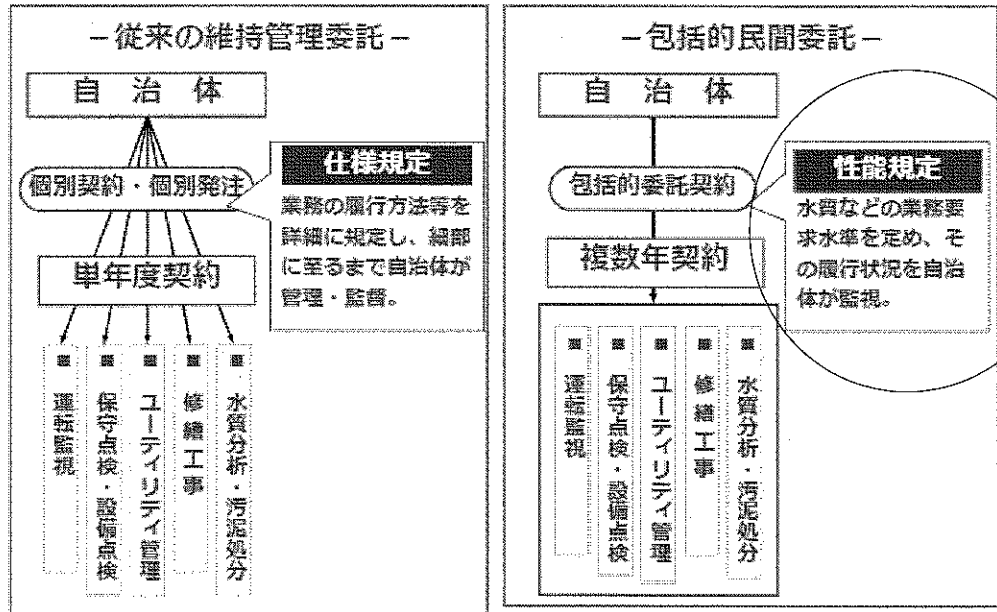
1) 包括的民間委託の定義

「性能発注方式」と「複数年契約」であること

「性能発注方式」とは民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等は民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。

従って、民間事業者の有するノウハウ・技術力を積極的に活用することにより「コスト縮減」と「維持管理水準（サービス品質）」を併せて確保できれば可能。

< 従来の委託型と包括的の違い >



2) 包括経緯

○合併による人員削減（H17年かほく市定員適正化計画）

H16年度 19名（水道課・下水道課） → H24年度 11名（上下水道課）

○また、ベテラン職員の人事異動や退職等

3) 一体管理(上下水道)の背景

○点検や緊急時対応の効率化が図れる。

○それぞれの特徴はあるものの、同業同種の技術者で実施可能。

4) 事業による管理手法の違い

< 公共下水道事業（国土交通省） >

- ・ 処理場の運転管理については、比較的民間委託が進んでいる
- ・ 官民連携の方式として『包括的民間委託』など
- ・ 地元業者の参入が多い

< 農業集落排水事業（農林水産省） >

- ・ 一般的には、地元業者が運転管理を実施
- ・ マニュアルでは地元管理組合等にて日常点検

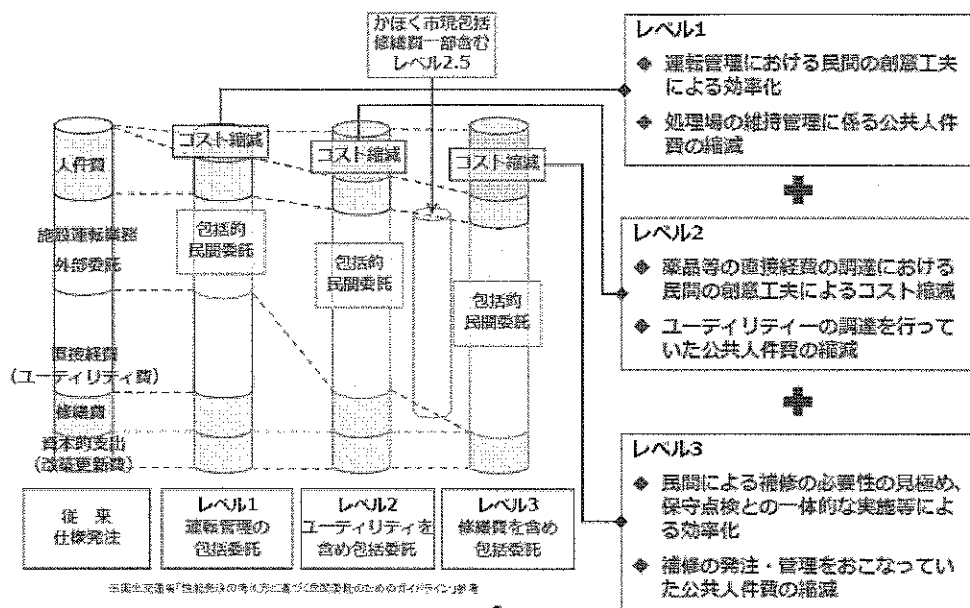
< 水道事業（厚生労働省） >

- ・ 中小自治体でも直営で管理されていることが多い
- ・ 大手企業は参入しているものの、中小企業の参入は少ない
- ・ 管理体制強化方策の一環として『第三者委託』が創設された

概要

概要

5) コスト削減イメージ



6) 業者選定方式

全国公募型プロポーザル方式 結果：提案参加2者（説明会8者）

7) 間委託の契約概要

- 業務期間 5年(平成25年4月から平成30年3月まで)
- 業務範囲 上水道施設、下水道施設、農業集落排水施設の維持管理
- 契約金額 5年総額で843,150千円
- 業務の特徴
  - ・上水道施設と下水道施設、農業集落排水施設を一体的に維持管理
  - ・第1期包括的民間委託の3年から2年延長し、業務期間を5年とした
  - ・ユーティリティと突発的な故障の補修費用の一部が含まれている

8) 一体管理の費用効果

従来、3施設の施設管理で合計184百万円/年



5年契約により安定した雇用を確保、民間活用によるコストの削減

5年通常918百万円 → 5年総額843百万円



従来(第1期包括民間委託)の方法と比較して約8%

5年総額約75百万円(年間約15百万円)の削減効果

9) 3施設の管理状況

包括的民間委託後、問題無し。

10) 受託者からの提案

- ・地元企業との連携
- ・劣化診断ツールの活用(赤外線サーモグラフィ、ベアリングモニターなど)
- ・スマートフォンを活用した監視システムの構築
- ・市民向け『水についての学習会』の実施
- ・市職員と協働で災害訓練の実施等の取り組みが行われた

11) 次期包括委託(H30~34年)

H30 年度からの次期包括委託においては「さらなる委託範囲の拡大

☞ 料金・窓口関連業務を民間委託し維持管理業務と一体化する。

漏水調査・量水器定期交換業務・雨水ポンプ場管理・施設修繕の拡大等  
5 年契約 総額 1,458 百万円(292 百万円/年)

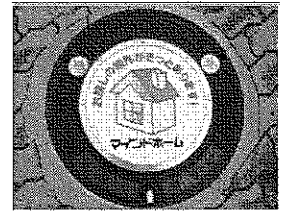
上下水道の配管補修工事以上のものは直営で地元企業へ発注

## 5. その他

マンホールふたを活用した官民協働による地域の活性化

本市はマンホールカードをおこなっているが、職員提案でマンホールふたを広告媒体として企業などに貸出す事業を始めた。

下水道のイメージアップと地域の活性化が狙いで、企業ロゴ等がデザインされたマンホールふたにスマートフォン等をかざすと動画が流れるという、マンホールふたの活用方法としては世界初の機能。



## 7. 課題

適切に委託業務の実施状況を管理（モニタリング）する役割があるほか、経営や企画など事業マネジメントに関する技術力を蓄積する必要がある。

☞ セカンドオピニオンを活用することで、業務を客観的に評価し、適正な履行を推進する。

また、コンサルタントへ履行監視業務を委託し、官側、民側に対して平等な立場で監視・評価。

☆ 3 施設(事業)の経営分析は別紙参照

## 8. 感想

1) 本市も、上水については、西南水道企業団があるが、こことで一部(運転管理など)委託しているが、一体的な委託が可能なることに感銘した。

☞ 高齢化と採用難等 技能伝承も可能。

2) 繰入額は相当あった。

○上水は無し

○下水は 11 億円(基準内 6 億、基準外 5 億)

☞ 農業集落排水事業 (15 処理区) とと思われる。

※本市 9 億円((基準内 8 億、基準外 1 億)

3) 委託のきっかけは議会提案より検討開始した。

## 9. 本市への参考点

1) 下水道会計の適正化が必要

2) 更なる人口減少により、財政状況が更に厳しくなることから、上下水道施設の包括的間委託は検討・実施すべき。

3) 下水道範囲については、現在の計画範囲で可。拡大すると財政を圧迫する。

添付書類

視察資料

視察状況写真

名刺

視察状況写真



【2】石川県 七尾市

|       |   |
|-------|---|
| 住 所   | 〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地  |
| 電 話   | 0767-53-1111  |
| 視察案件  | 「世界農業遺産 GIAHS 認定」について<br>「老朽危険空き家等解消支援制度」について   |
| 期 日   | 平成 30 年 4 月 24 日 (火) 14 時 00 分 ~14 時 40 分 まで  |
| 応 対 者 | 議長 新川 一義 様 農林水産課長 杉藤 敏信 様<br>産業・里山佐藤三調整室 築城まゆみ 様 都市建設課長 三野 助樹 様<br>議会事務局 藤田 清志 様  |
| 視察状況  | 別紙写真のとおり  |
| 訪問施設  | 庁舎  |
| 概 要   | <p><b>I. 市の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口 53,404 人 (1 市、3 町の合併)</li> <li>2. 面積 318.3km<sup>2</sup></li> <li>3. 産業 農業・漁業(なまこ)・観光(温泉)</li> <li>4. 議員 18 人</li> </ol> <p><b>II. 世界農業遺産 GIAHS 認定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視察目的<br/>本市も日本遺産にチャレンジしているところであるが、世界農業遺産とはなにか。本市や近隣市町村一体で取り組める可能性を研究した。</li> <li>2. 能登世界農業遺産<br/> <p>&lt;世界農業遺産とは&gt;</p> <p>食料の安定確保を目指す国際組織国連食糧農業機関 FAO が、衰退しつつある伝統的な農業、文化風習、生物多様性などの保全を目的に 2002 年に開始した認定制度。</p> <p>次世代に継承すべきその土地の環境をいかした伝統的な農業・農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化、農村景観および保全活用のための地域の取り組みを「地域システム」として認定することで、それらを一体的に保全し、次世代へ維持・継承していくことを目的としている。</p> <p>条件を満たしていると認められた地域は世界農業遺産として認定</p> <p>&lt;認定基準&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料及び生計の保障</li> <li>(2) 農業生物多様性</li> <li>(3) 地域の伝統的な知識システム</li> <li>(4) 文化、価値観及び社会組織</li> <li>(5) ランドスケープ及びシースケープの特徴</li> </ol> <p>世界に類を見ない、日本を代表する伝統的で特徴的な農業、農法を有しているか。</p> <p>また伝統的、特徴的な農業、農法を核とした持続可能な農林水産業システ</p> </li> </ol> |

ムが構築されているか。

そして上記の必須5基準に示される事項が相互に関連性を持ち、バランスの取れた内容となっているかが認定の基準である。

<世界・日本について>

- 世界 15 カ国 36 カ所が認定 ・ ・ ・ 日本 8 カ所
- その内、新潟県 (トキと共生する佐渡の里山)
- 石川県 (能登の里海・里山)
- 静岡県 (静岡の茶草場農法)
- 大分県 (国東半島・宇佐の農林水産循環)
- 熊本県 (阿蘇の草原の維持と持続的農業)
- 岐阜県 (清流長良川の鮎)
- 和歌山県 (みなべ・田辺の梅システム)
- 宮崎県 (高千穂郷・椎葉山の山間地農林業)

### 1. 世界農業遺産に認定されるメリット

地域固有の農林水産業の価値が世界的に認められることで、地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、農産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待される。

また認定地域同士の交流、国内外との連携強化などものぞめる。

そして地域のブランド力を高めることができる。

概要

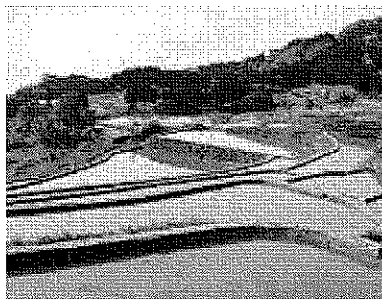
### 2. 七尾市の取り組み

能登半島の随所をまとめた一体として認定された。

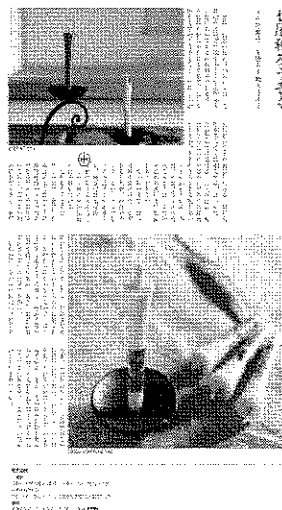
4市4町 (七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)

(輪島の千枚田、塩田等、また能登半島全域では伝統的な祭り多いこと)

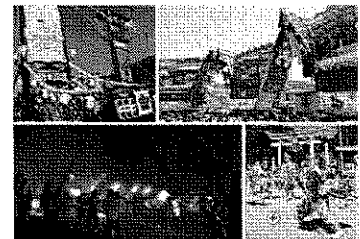
#### 1) 七尾里山里海百景-電子ブック(パソコン等から閲覧可)



七尾  
里山里海  
百景



-祭礼



#### 2) 七尾市里山里海協議会

世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」七尾において、市や農林水産業団体、大学、金融機関等で構成されている「七尾市里山里海協議会」が事業主体となって里山里海の生物多様性の保全や伝統文化を維持するた



概要

めの担い手の育成、里山里海の地域資源を活用した取り組み等を行い、里山里海を将来世代に継承するだけでなく、取り組みにより市外からの参加者を広く募り、都市部からの新たな人の流れをつくることで、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげる。

① 里山里海の生物多様性を保全する事業

耕作が放棄されている農地の整備・再生や荒廃している山林などの植林・間伐・植樹、化学肥料や農薬の使用を減らし、生き物等の自然にやさしい農業の推進などの里山里海の保全活動に取り組む事業

② 里山里海を未来へとつなぐ事業

自然豊かな七尾湾での能登牡蠣の養殖や能登野菜の栽培などの生業（なりわい）、国指定文化財である鶺鴒祭りや農村集落で行われる虫送りなどの伝統文化行事を維持するための後継者育成、生き物調査などの将来世代の子どもたちへの教育活動等に取り組む事業

③ 里山里海を活用した地域振興に資する事業

耕作放棄地を利用した酒米の栽培や地域特産品開発などの地域資源を活用した6次産業化の推進、首都圏実需者との食材交流ツアーやグリーンツーリズム、棚田オーナー制度等の実施による都市部との交流事業等、地域活性化に取り組む事業等を推進している。

【具体的主な活動】

① 小学校との連携による環境教育の推進

小学校で用水路でのメダカやドジョウ等の生き物調査を実施し、その活動成果を児童が発表することなどにより、環境教育を推進



② 「里山里海セミナー」の開催、

木の実やドングリを使った「アクセサリー作り」や、海藻を利用した「海藻おしば」の体験などを行う「里山里海セミナー」を開催し、市民に「能登の里山里海」の魅力を感じる機会を提供



③ 世界農業遺産の「保全・保持・活用」活動への支援

耕作放棄地を利用した日本酒づくりや景観作物の栽培、大学生の祭礼参加の受け入れ、都市部住民との広葉樹植林活動、6次産業化商品の試食販売会等、七尾市の各種団体が自主的に取り組む活動を支援

<効果>

自分たちの住んでいる、地域の素晴らしさを感じることで、古き良き文化、歴史、風土を「保持・保全・活用」し、継承する各地域の取り組みが広がりを見せる。

3) その他

2013年（平成25年）5月30日

石川県七尾市和倉温泉で開催された「世界農業遺産国際会議記念シンポジウム」が行われ、相応の経済効果はあったと思われる。

### 3. 課題

- 1) 認知度の向上への取り組み
- 2) 第一次産業の担い手の育成
- 3) 里山里海の保全に向け意欲を高めるような環境づくりが必要

### 4. 感想

- 1) 世界遺産・日本遺産にしても色々なコンセプトがある。  
そして世界農業遺産については、まだ認定数が少ない
- 2) 自治体の望む観光資源とは異なっているか。自然・文化をどの様に維持していくかではないか。

### 5. 本市への参考点

- 1) 本市の規模では難しいし、特に自然を維持している様なものなし  
備中圏域ではかんがえられるか。
- 2) 七尾市で行っている、昆虫・爬虫類などの自然観察については、子ども達に継承していくべき。
- 3) 三笠博通氏の笠岡百景絵があるが、笠岡版百景を作成すれば、地域住民が誇りに思い大切に保全していく様に思われる。

## II. 老朽危険空き家等解消支援制度

### 1. 視察目的

本市も同様の制度はあるものの危険家屋の解消に向けて努力していると  
は思われるが、七尾市の場合は実績が上がっていることより研究した。

### 2. 支援制度

|     |         | 七尾市(2016年度～)  | 本市 |
|-----|---------|---------------|----|
| 補助額 | 解体費の1/2 | 木造 最大 50万円    | 同左 |
|     |         | 木造以外 最大 100万円 | なし |

### 3. 支援を受ける為の条件

七尾市は詳細の規定あり 資料別紙

### 4. 支援(補助)実績

2016年度 2017年度 2018年度 ※本市予算 1百万円  
21件 27件 10百万円予算(20件)

七尾市 1,074軒調査 ⇒ 危険家屋 444軒 内 85軒(19%)解体  
また、270世帯主へは督促状を発送、70世帯は持ち主不明状態。

※人口規模からして本市も同様に危険家屋は300軒程度か。

### 5. 手続き・・・別紙

- ① 七尾市老朽危険空き家等解消支援事業補助金交付要綱
- ② 老朽危険空き家等解消支援制度パンフレット及び新政の流れ
- ③ 認定申請書及び調査書等
- ④ 外観目視による住宅の不良度判定の手引き
- ⑤ 空き家等対策の推進に関する特別措置法に関する特定空家等の判定に係るガイドライン
- ⑥ 七尾市老朽危険空き家等解消支援事業補助金交付申請

|      |   |
|------|---|
|      | <p>6. 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 世帯主等不明なものや、所在確認するが財産放棄の回答もあり。</li> <li>2) 空き家になった場合の空き家バンクや維持管理の徹底</li> </ol> <p>7. 感想</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実績が横ばいではあるが進捗している。</li> <li>2) 持ち主に粘り強く連絡をとりあっている。</li> </ol> <p>8. 本市への参考点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 解体実績はあるものの、計画的粘り強くおこなっているか不明<br/>本当に補助制度の話を持ちだしているのかも不明(要確認)</li> <li>2) 他の自治体の具体的とりくみについての研究が必要<br/>※速やかに土地への課税措置が必要。</li> </ol> |
| 添付書類 | <p>視察資料 視察状況写真 名刺</p>   |

【3】富山県 南砺市

|       |  |
|-------|--|
| 住 所   | 〒932-0293 富山県南砺市北川 166-1                                 |
| 電 話   | 0763-23-2034   |
| 視察案件  | 地域包括ケアシステムについて   |
| 期 日   | 平成 30 年 4 月 25 日 (水) 10 時 00 分 から 11 時 30 分 まで           |
| 応 対 者 | 議会 民生病院常任委員長 水口 秀治 様<br>包括医療ケア部 次長 中家 立雄 様 事務局係長 村田 朋一 様 |
| 視察状況  | 別紙写真のとおり   |
| 訪問施設  | 南砺市地域包括支援センター  |

**I. 市の概要**

1. 人口 51,485 人 8 町村合併 高齢化率 37% (本市と同様)
2. 面積 668.7km
3. 産業 農業 アルミニウム、橋梁、建築建材、工作機械、※欄間製造有名
4. 議員 20 人

**II. 地域包括ケアシステム**

1. 視察目的

本市も数年前から地域包括ケアシステムに取り組んでいる。  
また本年度より更に地域一体型のケアシステムに取り組むところであるが、南砺市は地域包括支援センターを新たに再編し先進的取組を行っていることから研究した。

2. 地域包括支援センター

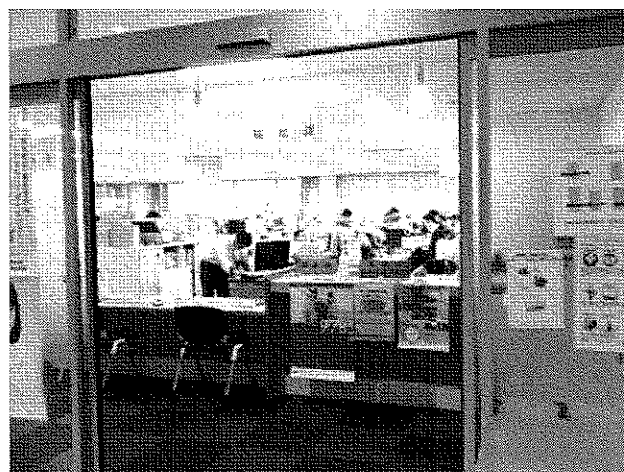
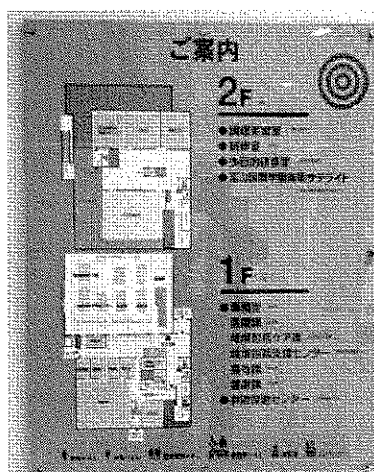
高齢者の方々が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して過ごせるように、生活全般において支援を行っていくための拠点として設置された。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者の総合的な支援を行っている

2017 年より新地域包括支援センターを新築オープンし組織改正も含み本来の狙いである包括支援体制を整え業務を開始している。

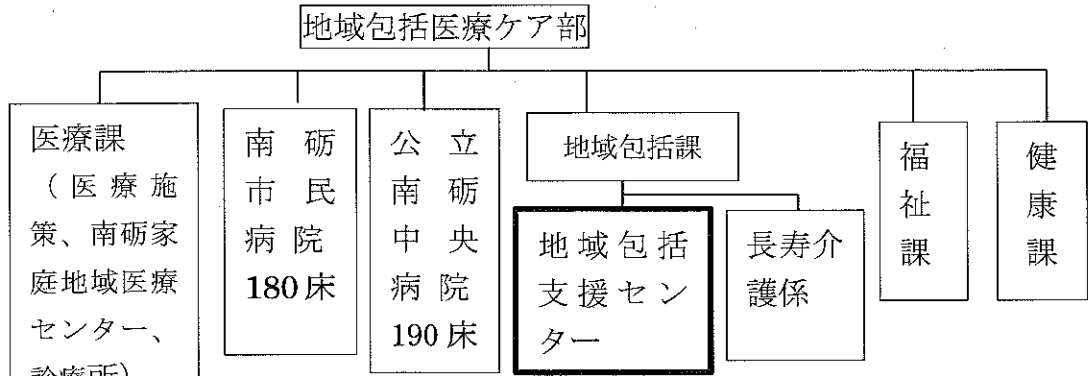
保健・介護・医療・福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進することを目的に設置された。

概 要



地域の支えあいを啓発する拠点としての役割も期待される施設であることや、地域包括医療ケア部の医療課・地域包括ケア課・地域包括支援センター・福祉課・健康課・井波保健センターの機能を集約している。

### 3. 組織

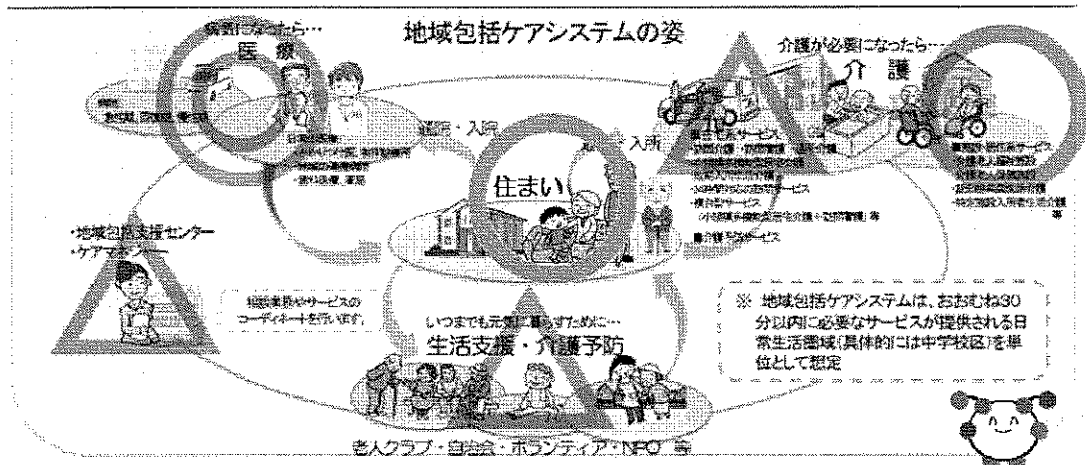


※ 2つの病院を除き包括支援センターに組織統合(また各地区に診療あり)そして、地域包括医療ケア部として一体型の組織統合。

### 4. 高齢者等概要(2017年12月)

- 高齢化率 65歳以上 37.01% 75歳以上 20.07%
- 要介護・要支援認定者数：3,207人 ○要介護認定率：17.2%
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者 786人
- 第7期介護保険料基準額：5,980円/月

### 5. 包括ケアシステムの姿



概要

6. 地域の助け合いへの取組・・・説明会 39 回

高齢者保健福祉計画のニーズ調査

ニーズ調査抽出 368 人/450 人 81.8%



ニーズ調査悉皆 14,326 人/18,060 人 79.3%

調査票を書けない高齢者への対応

職員による未提出の高齢者への訪問の実施



31 地区自治会意見交換

内容：○現状と将来推計、ニーズ調査結果等

○超高齢化社会・人口減少社会の南砺市で住民が  
専門職・行政等が共に支え合う街づくり

○意見交換会等

7. 新しい総合事業

砺波地方介護保険組合管内 3 市（砺波市、小矢部市、南砺市）は、2016 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始。

訪問型サービス A 3 事業所

通所型サービス B 2 事業所

・大鋸屋ひらすんま会（2016 年 4 月～） 定員 20 人

・北部かようまいけ館（2016 年 6 月～） 定員 20 人

通所型サービス C 「元気塾」 毎月入校可能

8. 個別会議及び市民研修等

1) 包括医療・ケアワーキング会議 定期的実施

医師・PT・OT・社会福祉士等

2) 地域包括ケア個別会議 定期的

医師・PT・OT・ST・SW・訪問介護ステーション・看護師他

3) 地域リハビリ研修会 177 回目

4) 市民フォーラム等

9. 課題

1) 住民意識の高揚

31 地区への啓発

2) 在宅の生活支援の充実

3) 小規模多機能自治との連携

地域との連携及び地域づくり

○「人の世話をすることで自身も健康になる」

○北陸の方は特に人に迷惑をかけたくない

☞ そうではない。

70 歳まで働く、70 歳になったら地域の仕事をする。80 歳になって困ったら助けてもらう。

5. 感想

1) これまでの、地域包括ケアの取り組みや、今後の展開について指導者おられる(病院の院長)ことで円滑に進んでいる。

専門職で医師の話すことは理解する(職員ではなかなか聞き入れない)

2) 病院の医師確保についても右肩上がりでは現在は充足している。

大学と院長との関係が強い。 ※財政負担は膨らんでいる。

常勤医師 2009 年 20 人 → 2018 年 31 人

3) 組織編成が医療・介護等が一体化している。

↳ 地域包括医療ケア部          そして関連業務が1フロアで簡潔

4) 広域な地域のなかでコンパクトになった組織体制である。

5) 本市と異なり、社会福祉協議会の業務を可能な限り直営で実施等

#### 6. 本市への参考点

1) 組織編成(医療・介護等)が一体化の検討が必要。

包括ケアと言う以上、指揮者は1名がベスト。

2) 今後庁舎の更新や病院の更新の際には、実務場所を一体化すると効率となる。

3) 医師不足解消の為に院長に更に頑張ってもらわなければならない。

※病院管理者の早期の招へいが必要

添付書類

視察資料

視察状況写真

名刺

